

手話言語法の制定を求める意見書

手話は、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙、文法体系を持つ言語とされています。

しかし、過去には、手話はろう学校の授業で使用されていないなど音声言語と対等な地位を認められていませんでした。

このような中、わが国では「改正障害者基本法」などの国内法令の整備を経て、本年1月に手話が言語であることが明記された「国連障害者権利条約」の批准が承認されました。

手話はろう者にとって聴覚に障害のない人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーション手段です。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚に障害のある子どもが手話を身につけ、学び、自由に使えるようにするためには、手話を言語として普及させ、研究することができる環境整備が必要です。

よって、国におかれては、これら環境整備を目的とした「手話言語法」を制定するよう強く要望します。

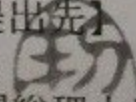
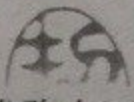
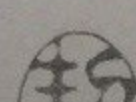
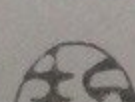
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月25日

長野県長和町議会

議長 小川 純夫

【提出先】

     
内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、厚生労働大臣